



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月2日金曜日 第1840号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 一部事務組合の規約の変更許可..... 209
- 指定居宅サービス事業者の指定..... 209
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... 210
- 指定介護老人福祉施設の指定..... 210
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... 210
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 211
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 211
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 212
- 指定居宅介護支援事業の廃止..... 212
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... 212
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 212
- 大規模小売店舗の廃止の届出..... 213
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 213
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 213
- 解除予定保安林にする旨の通知(2件)..... 214
- 保安林予定森林..... 214
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... 214
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件)..... 215
- 土地収用法に基づく事業の認定..... 215
- 道路の供用開始(県道新居浜別子山線)..... 216
- 道路の区域変更(一般国道317号)..... 216
- 道路の区域変更(県道湯山高縄北条線)..... 216
- 道路の供用開始( " )..... 217
- 道路の供用開始(一般国道440号)..... 217
- 道路の区域変更(県道大洲野村線)..... 217
- 道路の区域変更(県道内子河辺野村線)..... 217
- 道路の供用開始( " )..... 218
- 道路の区域変更(県道日向谷高野子線)..... 218
- 道路の供用開始( " )..... 218
- 道路の区域変更(一般国道378号)..... 218

- 道路の供用開始( " )..... 218
- 道路の区域変更(県道宇和野村線)..... 219
- 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... 219
- 道路の区域変更(県道宿毛津島線)..... 219
- 道路の供用開始( " )..... 219
- 道路の区域変更(県道節安下鍵山線)..... 220
- 道路の供用開始( " )..... 220
- 道路の供用開始(一般国道441号)..... 220
- 開発行為に関する工事の完了..... 220

### 選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨..... 220

### 告 示

#### ○愛媛県告示第324号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更を許可した。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

#### 2 規約変更年月日

平成19年4月1日

#### 3 規約変更許可年月日

平成19年2月21日

#### ○愛媛県告示第325号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住居	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106311	社会福祉法人成寿会	広島県呉市広町字白石免田13010番地	訪問介護	ホームヘルプサービスマドンナ	愛媛県松山市祝谷東町441番15	平成19年1月1日
3870106329	社会福祉法人成寿会	広島県呉市広町字白石免田13010番地	通所介護	デイサービスセンター坊っちゃん	愛媛県松山市祝谷東町441番15	平成19年1月1日
3870106287	株式会社ファミリーケア	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	訪問介護	ファミリーケアヘルパーステーション南江戸	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	平成19年1月5日
3870301029	有限会社エンジェルハウス	愛媛県宇和島市三間町成家845番地	通所介護	デイサービス紙ふうせん	愛媛県宇和島市三間町成家845番地	平成19年1月17日
3870501768	株式会社モリス・コーポレーション	愛媛県新居浜市萩生667番地1	訪問介護	ヘルパーステーションあんの里	愛媛県新居浜市萩生721番地3	平成19年1月25日

## ○愛媛県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106261	株式会社メディックス	愛媛県伊予郡砥部町重光150番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所なでしこ	愛媛県松山市高井町640番1	平成19年1月1日
3870106303	社会福祉法人成寿会	広島県呉市広町字白石免田13010番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所祝谷	愛媛県松山市祝谷東町441番15	平成19年1月1日
3870501750	社会福祉法人宝集会	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	居宅介護支援	宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	平成19年1月23日

## ○愛媛県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3870301011	社会福祉法人愛心会	愛媛県宇和島市三浦西4979番地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームあさひ苑	愛媛県宇和島市三浦西4979番地	平成19年1月12日

## ○愛媛県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106311	社会福祉法人成寿会	広島県呉市広町字白石免田13010番地	介護予防訪問介護	ホームヘルプサービスマドンナ	愛媛県松山市祝谷東町441番15	平成19年1月1日
3870106329	社会福祉法人成寿会	広島県呉市広町字白石免田13010番地	介護予防通所介護	デイサービスセンター坊っちゃん	愛媛県松山市祝谷東町441番15	平成19年1月1日
3870200221	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	介護予防訪問介護	アイリスケアセンター今治	愛媛県今治市黄金町4-1-18塩見ビル1階	平成19年1月4日
3870200270	社会福祉法人今治福祉施設協会	愛媛県今治市南宝来町1-9-8	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所唐子荘	愛媛県今治市旦甲472-1	平成19年1月4日
3870200288	社会福祉法人今治福祉施設協会	愛媛県今治市南宝来町1-9-8	介護予防通所介護	デイサービスセンター泉荘	愛媛県今治市新谷甲1884-1	平成19年1月4日
3870200304	社会福祉法人今治福祉施設協会	愛媛県今治市南宝来町1-9-8	介護予防通所介護	デイサービスセンター唐子荘	愛媛県今治市旦甲479-1	平成19年1月4日
3870200734	有限会社ワードアイ	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	介護予防訪問介護	おかげさん	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	平成19年1月4日
3870201211	有限会社樹設計事務所	愛媛県今治市延喜甲285番地1	介護予防福祉用具貸与	ケアサービス樹	愛媛県今治市延喜甲285番地1	平成19年1月4日
3870201245	有限会社アクティブライフ	愛媛県今治市阿方甲1317-1	介護予防通所介護	アクティブライフデイサービスハウス夢	愛媛県今治市阿方甲183-1	平成19年1月4日
3870201252	NPO法人ケア・サポート	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	介護予防通所介護	シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	平成19年1月4日
3870201310	NPO法人ケア・サポート	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	介護予防特定施設入居者生活介護	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	平成19年1月4日
3870201344	有限会社ウェルケアサービス	愛媛県今治市恵美須町二丁目2番地1	介護予防通所介護	ウェルすまいる	愛媛県今治市恵美須町二丁目2番地1	平成19年1月4日

3873200384	社会福祉法人風早偕楽園	愛媛県松山市下難波145-34	介護予防通所介護	指定通所介護事業所デイサービスセンター菊仙荘	愛媛県今治市菊間町種3560-5	平成19年 1月 4日
3873200541	社会福祉法人風早偕楽園	愛媛県松山市下難波145-34	介護予防短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所菊仙荘	愛媛県今治市菊間町種3560-5	平成19年 1月 4日
3873200608	社会福祉法人伯方福祉会	愛媛県今治市伯方町木浦甲3930-3	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所はかた寿園	愛媛県今治市伯方町木浦甲3930-3	平成19年 1月 4日
3870600610	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防訪問介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	平成19年 1月 4日
3870600628	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防訪問介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	愛媛県西条市神拝甲324番地2西条市総合福祉センター	平成19年 1月 4日
3870600636	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防訪問介護	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	愛媛県西条市小松町新屋敷乙48番地1西条市小松地域福祉センター	平成19年 1月 4日
3870600644	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防訪問入浴介護	西条市社会福祉協議会訪問入浴センター	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	平成19年 1月 4日
3870600651	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防訪問入浴介護	西条市社会福祉協議会訪問入浴センター西条	愛媛県西条市神拝甲324番地2西条市総合福祉センター	平成19年 1月 4日
3870600669	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防通所介護	西条市社協デイサービスセンターひまわり	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	平成19年 1月 4日
3870600677	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防通所介護	西条市社協デイサービスセンターさくら	愛媛県西条市丹原町来見乙26番地2	平成19年 1月 4日
3870600685	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606番地1西条市東予総合福祉センター	介護予防通所介護	西条市社協デイサービスセンターつばき	愛媛県西条市小松町新屋敷乙48番地1西条市小松地域福祉センター	平成19年 1月 4日
3870900234	有限会社ケアサービス菜の花	愛媛県四国中央市三島金子1丁目9番16号	介護予防訪問介護	ケアサービス菜の花	愛媛県四国中央市三島金子1丁目9番16号	平成19年 1月 4日
3871300160	社会福祉法人心生会	愛媛県四国中央市三島金子二丁目5番23号ケアハウスオリブ内	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションオリブ	愛媛県四国中央市三島金子二丁目5番23号ケアハウスオリブ内	平成19年 1月 4日
3871300277	有限会社ケアサービス菜の花	愛媛県四国中央市三島金子一丁目9番16号	介護予防通所介護	デイサービス菜の花	愛媛県四国中央市中之庄町59番1	平成19年 1月 4日
3871300335	株式会社スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1ウェルライフガーデン四国中央1F	介護予防訪問介護	スマイルライフ	愛媛県四国中央市下柏町661番地1ウェルライフガーデン四国中央1F	平成19年 1月 4日
3870106287	株式会社ファミリーケア	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	介護予防訪問介護	ファミリーケアヘルパーステーション南江戸	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	平成19年 1月 5日

○愛媛県告示第 329 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3873900603	有限会社ケアステーションますほ	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920-1	訪問介護	ケアステーションますほ指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市津島町高田丁976番地1	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920-1	平成18年12月1日
3870104928	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	通所介護	デイサービスセンター星岡	愛媛県松山市星岡町477番地	愛媛県松山市星岡町二丁目8番24号	平成19年1月29日
3870104936	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	訪問介護	ヘルパーステーション星岡	愛媛県松山市星岡町477番地	愛媛県松山市星岡町二丁目8番24号	平成19年1月29日
3870104944	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	短期入所生活介護	ショートステイ星岡	愛媛県松山市星岡町477番地	愛媛県松山市星岡町二丁目8番24号	平成19年1月29日

○愛媛県告示第 330 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援者の開設者 の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 又	た る 所 在 地 所	サービ スの 種 類	指定居宅介護支援事業所		届出 年月日	
					名 称	所 在 地		
						変 更 前		変 更 後
3873900595	有限会社ケアステーション ますほ	愛媛県宇和島市津島町高 田甲2920 - 1		居宅介護 支援	ケアステーションます ほ指定居宅介護支援事 業所	愛媛県宇和島市津島 町高田丁976番地1	愛媛県宇和島市津島 町高田甲2920 - 1	平成18年 12月1日

○愛媛県告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 又	た る 所 在 地 所	サービ スの 種 類	指定介護予防サービス事業所		届出 年月日	
					名 称	所 在 地		
						変 更 前		変 更 後
3870104928	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目 3番30号		介護予防 通所介護	デイサービスセンター 星岡	愛媛県松山市星岡町 477番地	愛媛県松山市星岡町 二丁目8番24号	平成19年 1月29日
3870104936	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目 3番30号		介護予防 訪問介護	ヘルパーステーション 星岡	愛媛県松山市星岡町 477番地	愛媛県松山市星岡町 二丁目8番24号	平成19年 1月29日
3870104944	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目 3番30号		介護予防 短期入所 生活介護	ショートステイ星岡	愛媛県松山市星岡町 477番地	愛媛県松山市星岡町 二丁目8番24号	平成19年 1月29日

○愛媛県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援者の開設者 の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 又	た る 所 在 地 所	サービ スの 種 類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
					名 称	所 在 地	
3810128383	医療法人同仁会	愛媛県松山市三番町4 - 11 - 7		居宅介護支援	吉田病院	愛媛県松山市三番町4 - 11 - 7	平成18年12月31日

○愛媛県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型医 療施設の開設者 の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 又	た る 所 在 地 所	サービ スの 種 類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
					名 称	所 在 地	
3810128524	医療法人光生会	愛媛県松山市生石町472		介護療養型医療施 設	医療法人光生会光宗内科 胃腸科医院	愛媛県松山市生石町472	平成18年12月31日
3810728125	医療法人弘友会	愛媛県大洲市若宮548		介護療養型医療施 設	医療法人弘友会加戸病院	愛媛県大洲市若宮548番 地	平成18年12月31日
3811028095	医療法人社団いよ整形外 科	愛媛県伊予市米湊870 - 1		介護療養型医療施 設	いよ整形外科	愛媛県伊予市米湊870 - 1	平成18年12月31日
3813528159	医療法人河辺整形外科	愛媛県伊予郡松前町浜85 8		介護療養型医療施 設	河辺整形外科	愛媛県伊予郡松前町浜85 8	平成18年12月31日

○愛媛県告示第334号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
フジグラン重信・ディックEX重信	東温市野田三丁目1-13外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	平成19年1月23日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
			ダイキ株式会社 代表取締役 大亀文夫	ダイキ株式会社 代表取締役 山下雄輔	平成15年4月1日	
			ダイキ株式会社 代表取締役 山下雄輔	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎	平成18年11月22日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか37者	株式会社フジほか38者	平成15年5月15日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに東温市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第335号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
パルティ・フジ三津	松山市被川二丁目13番17号	平成18年12月27日

○愛媛県告示第336号

西条市吉岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（暗渠排水事業・吉岡西部地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（暗渠排水事業・吉岡西部地区）計画書の写し
- (2) 西条市吉岡土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年3月5日から4月2日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	榎保	西条市河原津甲360番地1
"	越智晴也	西条市楠乙454番地257
"	日浅清	西条市楠甲877番地1
"	藤本薫	西条市河原津甲1126番地2
"	伊東輝明	西条市河原津甲616番地1
"	渡辺元	西条市河原津甲220番地
"	村上弘	西条市楠甲453番地2
"	青野伊佐美	西条市楠甲453番地8
"	渡辺孝雄	西条市楠甲1485番地2
"	武田公道	西条市河原津甲505番地3
"	武田泰志	西条市楠甲1417番地3
"	森川實	西条市楠甲1699番地2
"	青野秀太郎	西条市楠甲934番
"	武田石太郎	西条市楠甲119番地1

〃	江 原 二 郎	西条市河原津甲238番地29
監 事	松 木 明 吉	西条市河原津乙3番地31
〃	日 浅 隆	西条市楠甲747番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 浅 清	西条市楠甲877番地 1
〃	越 智 晴 也	西条市楠乙454番地257
〃	藤 本 薫	西条市河原津甲1126番地 2
〃	伊 東 輝 明	西条市河原津甲616番地 1
〃	渡 辺 元	西条市河原津甲220番地
〃	村 上 弘	西条市楠甲453番地 2
〃	青 野 伊佐美	西条市楠甲453番地 8
〃	渡 辺 孝 雄	西条市楠甲1485番地 2
〃	武 田 公 道	西条市河原津甲505番地 3
〃	武 田 泰 志	西条市楠甲1417番地 3
〃	森 川 實	西条市楠甲1699番地 2
〃	青 野 秀太郎	西条市楠甲934番
〃	村 上 實太郎	西条市楠甲732番地
〃	松 木 明 吉	西条市河原津乙3番地31
監 事	武 田 石太郎	西条市楠甲119番地 1
〃	江 原 二 郎	西条市河原津甲238番地29

○愛媛県告示第 338 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字本谷 11935 の 3、11973 の 2、123 14 の 4
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第 339 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏山（国有林。次の図に示す部

分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
林道用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 340 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林予定森林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字榎谷口甲 258、甲 259 の 1 から甲 259 の 3 まで、甲 783、字左ノ谷甲 263、甲 264、字松場甲 587 の 4、字四天神道上甲 800、字大田丁38、字石ヶ内丁 123 の 1、丁 123 の 4、字石ヶ内奥丁 189 の 1、字藤ヶ峰丁 199 の 1、字松原谷丁 213 の 5、丁 213 の34、字力石丁 226 の61、字中通り丁 351 の 2、丁 352 の 2、丁 382 の 1、玉川町木地字渡り上り己67、字二ノ郷掛下己69の 2、己 746、字二ノ郷己87、字坊城向己 116、字坊城下己 117、字ユノ谷己 744、玉川町鈍川字シシヲチ庚 743 の 2、庚 743 の 14
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 341 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出事項

(八幡浜地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町三机乙1081 稲井 富士雄	西宇和郡伊方町三机乙2657 高藤 豊治	西宇和郡伊方町三机乙884 - 3 河野 文之進	三 机	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町大江360 木村 庄太郎	西宇和郡伊方町大江246 富永 亀晴	西宇和郡伊方町小島甲1241 石井 久清	大志小 江津島	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年3月2日から同年3月16日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

八幡浜地方局管内の加入区	八幡浜地方局産業経済部水産課
--------------	----------------

○愛媛県告示第342号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年3月2日から3月16日まで

○愛媛県告示第343号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年3月2日から3月16日まで

○愛媛県告示第344号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 起業者の名称

西条市

2 事業の種類

西条市青少年育成センター及び西条市消防団橋分団消防施設保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市榑木字本郷東組地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県西条市榑木字本郷東組地内を起業地とする「西条市青少年育成センター及び西条市消防団橋分団消防施設保全事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、西条市が設置する青少年育成センター及び消防団分団の消防施設を保全する事業であることから、土地収用法第3条第19号及び第31号に掲げる「市町村が消防法(昭和23年法律第186号)によって設置する消防の用に供する施設」及び「国又は地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、西条市議会において西条市一般会計補正予算の議決を受け施行するものであることから、西条市は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

西条市青少年育成センターは、同市の青少年の健全育成活動、教育相談活動等の拠点として中心的な役割を担っている施設であり、また、西条市消防団橋分団消防施設は、同市橋地区における消防防災活動の拠点として利用されている施設である。

当該施設用地は私有地であることから、西条市は土地所有者と賃貸借契約を締結して使用してきたが、近年土地所有者から強い買取要求があり、借地の継続が困難な状況となっている。

本件事業の施行によって、当該施設の機能は継続され、西条市の青少年育成行政及び消防防災行政の合理的かつ効率的な運営に寄与するものと見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件等を勘案して選定しており、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

当該施設用地は、近年土地所有者から強い買取要求があり、借地の継続が困難な状況となっているため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
西条市役所

○愛媛県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番200から 同字乙555番202まで	平成19年3月2日
〃	〃	新居浜市別子山字別子山乙555番205	〃
〃	〃	新居浜市別子山字別子山乙555番206	〃

○愛媛県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町長谷字竹谷甲19番1地先から 同市玉川町長谷字本谷甲244番1地先まで	旧	メートル 8 2 ~ 29 0 18 4 ~ 105 8	キロメートル 0 256 0 224	
			新	18 4 ~ 105 8	0 224	

○愛媛県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。



平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷字屋敷谷甲439番2	旧	メートル 6.0～8.5	キロメートル 0.011	
			新	6.8～9.5	0.011	

## ○愛媛県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷字屋敷谷甲439番2	平成19年3月2日

## ○愛媛県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷古味2899番4から 同字3226番まで	平成19年3月2日

## ○愛媛県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市森山字榎峠乙648番3から 同市森山字角ヶ岩乙666番4まで	旧	メートル 4.0～22.0	キロメートル 0.255	
			新	17.5～45.2	0.255	

## ○愛媛県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山222番3	旧	メートル 7.1～10.5	キロメートル 0.045	
			新	11.2～25.3	0.045	

## ○愛媛県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山222番3	平成19年3月2日

## ○愛媛県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3814番3から 同町川津南3811番2まで	旧	メートル 19.2～27.4	キロメートル 0.022	
			新	21.8～27.4	0.022	

## ○愛媛県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3814番3から 同町川津南3811番2まで	平成19年3月2日

## ○愛媛県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1593番3から 同町宮野浦甲1956番3まで	旧	メートル 6.4～10.2	キロメートル 0.136	
			新	10.0～12.8	0.136	

## ○愛媛県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1593番3から 同町宮野浦甲1956番3まで	平成19年3月2日

## ○愛媛県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田2番1から 同町鎌田485番4まで	旧	メートル 10.8～43.8	キロメートル 0.390	
			新	16.8～57.8	0.390	

## ○愛媛県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山429番	旧	メートル 5.1～5.8	キロメートル 0.009	
			新	6.8～7.5	0.009	

## ○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2648番から 同町御内2541番2まで	旧	メートル 5.2～14.0	キロメートル 0.130	
			新	9.2～36.6	0.116	

## ○愛媛県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2648番から 同町御内2541番2まで	平成19年3月2日

○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1404番2から 同大字273番3まで	旧	メートル 3.7~10.1	キロメートル 0.197	
			新	7.6~34.0	0.197	

○愛媛県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上10405番2から 同大字273番3まで	平成19年3月2日

○愛媛県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町清延935番地先から 同町近永326番地先まで	平成19年3月2日

○愛媛県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18四土（開）第15号 平成19年2月15日	四国中央市土居町蕪崎2190番及び2195番	四国中央市土居町小林1044番地の1 高橋重車輜株式会社 代表取締役 高 橋 功

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

平成19年1月21日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成19年3月2日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年1月21日執行  
愛媛県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
32,692,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加戸守行	所属党派	無所属	期 間 平成18年11月5日から 平成19年1月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	柳澤正三				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	2,299,300円
自由民主党		2,000,000円	家屋費	1,219,140
加戸守行後援会		2,000,000	選挙事務所費	1,165,500
自由民主党愛媛県支部連合会		3,000,000	集会会場費	53,640
			通信費	331,953
			交通費	687,296
			印刷費	1,780,700
			広告費	1,518,250
			文具費	87,650
			食糧費	220,545
			休泊費	506,004
			雑費	245,334
その他の収入		3,000,000	今 回 計	8,896,172
今 回 計		10,000,000	総 計	8,896,172
総 計		10,000,000		

報告書受理年月日	平成19年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	楠橋康弘	所属党派	無所属	期 間 平成18年12月15日から 平成19年2月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	楠橋 浄				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	935,000円
			家屋費	675,888
			選挙事務所費	675,888
			通信費	33,162
			交通費	68,210
			印刷費	2,141,155
			広告費	973,350
			文具費	55,682
			食糧費	196,605
			雑費	123,915
その他の寄附	13件	130,000円	今 回 計	5,202,967
その他の収入		5,500,000	総 計	5,202,967
今 回 計		5,630,000		
総 計		5,630,000		

報告書受理年月日	平成19年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	和田 宰	所属党派	無 所 属	期 間 平成18年10月1日から 平成19年1月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	中 尾 寛			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	602,835円
明るい愛媛をつくるみんなの会		1,700,000円	選挙事務所費	602,835
			通信費	112,440
			交通費	21,180
			印刷費	959,600
			広告費	306,779
			文具費	65,388
			食糧費	103,913
			休泊費	123,745
			雑 費	65,319
今 回 計		1,700,000	今 回 計	2,361,199
総 計		1,700,000	総 計	2,361,199

報告書受理年月日	平成19年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------